第1回岡山県各種商品小売業

最低賃金専門部会議事録

1 日 時 令和7年9月26日(金)午前10時00分~

2 場 所 岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎 3階会議室

3 出席者 公益代表委員 佐々木 裕 子

佐藤吾郎

労働者代表委員 日下部 雅 淑

森 健 太

森本翔大

使用者代表委員 國府慎一郎

佐 野 嘉 郎

事務局 労働基準部長 政 木 隆 一

賃金室長 黒田和美

賃金指導官 中本弘一 監察監督官 諏訪雅浩

労災補償監察官 木村弘之

4 議事

中本指導官

ただ今から、第1回岡山県各種商品小売業最低賃金専門部会 を開催いたします。

本日の審議は公開ですが、傍聴希望の申込みはありませんでした。

今年度第1回目の専門部会であり、部会長が選任されるまで の間、司会進行を事務局で務めます。

まず、定足数について報告いたします。

本日は公益委員の富永委員と、使用者側委員の高橋委員が御欠席ですが、ほかの委員7名が御出席でございますので、最低賃金審議会令で規定されている定足数である3分の2以上、又は公労使各委員の3分の1以上の出席の条件を満たしていることを報告いたします。

なお、高橋委員については、今後、出席の可能性があることを 申し添えます。

本日御審議いただく付議事項の説明をさせていただきます。

- (1) 特定最低賃金専門部会部会長・部会長代理の選任について
- (2) 特定最低賃金専門部会の運営について
- (3) 資料説明について
- (4) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について
- (5) 今後の審議日程について
- (6) その他

でございます。

本日は令和7年度1回目の最低賃金専門部会の開催となります。冒頭、政木労働基準部長より挨拶申し上げます。

政木部長

労働基準部長の政木でございます。

本日は本部会に御参集いただき、ありがとうございます。

御案内のとおり、先月岡山県最低賃金が過去最大の65円引上げ、1,047円として、12月1日発効ということが結審されたところでございます。毎年最低賃金の引上げ額が非常に大きくなってきておりまして、それに伴って特定最賃の議論が非常に困難となっているところです。

特定最賃は労使のイニシアティブで決定するものですので、 できる限り全会一致を目指して御議論いただければと思います ので、どうぞよろしくお願いいたします。 中本指導官

それでは賃金室長、よろしくお願いします。

黒田室長

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、付議事項「(1) 部会長・部会長代理の選任」ですが、 部会長及び部会長代理につきましては、最低賃金法において公 益委員の内から選出することとされております。これまでの慣 例により、各専門部会の公益委員で前もって協議を行い、候補 を選んでいただいておりますので、私から発表させていただき ます。

部会長は富永委員、部会長代理は佐々木委員です。御了承い ただけますでしょうか。

(異議なし)

黒田室長

御了承いただき、ありがとうございます。

以降の議事につきましては、本日、富永部会長が御欠席のため、佐々木部会長代理にお願いいたします。

佐々木部会長代理

部会長代理を仰せつかりました佐々木でございます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

では、初めに、本日の専門部会は、公労使の三者が揃い公開としています。ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は、委員の皆さんの忌憚のない御意見をいただく必要があると考えますので、非公開とします。

今年度の特定最低賃金の審議については、昨年度に引き続き、 改正決定の必要性の審議から専門部会で行うこととなりました。 特賃の専門部会は、労使のイニシアティブにより、丁寧かつ効率 的な審議を進めることが必要かと考えますので、各委員の皆様の 御理解と御協力をお願いします。

付議事項に入る前に、他部会の状況について事務局から報告を お願いします。

黒田室長

他部会の審議状況を報告させていただきます。

まず、鉄鋼業、耐火、船舶、この3部会につきましては必要性ありで結審をしております。一般機械器具製造業につきましては、審議継続ということになっています。以上です。

佐々木部会長代理

次に、議事録の署名人について決めておきたいと思います。 特定最低賃金専門部会運営規程第6条によりますと、「部会長 及び部会長が指名した委員 2名が署名するもの」とされていますので、部会長と、労側は日下部委員、使側は佐野委員にそれぞれお願いいたします。なお、本日につきましては部会長が欠席のため、部会長代理の私が署名をいたします。

次に、本日の大まかな予定を説明いたします。

まず、付議事項(2)につきまして、今年度の審議運営について事務局から説明していただきます。

続いて、付議事項「(3)本日配付の資料説明」についても事 務局からお願いします。

その後に、付議事項「(4) 特定最低賃金改正決定の必要性の 有無」について審議を行うこととし、労使双方から「改正決定の 必要性の有無にかかる基本的な考え方」を述べていただきます。

資料説明の後、労使委員のそれぞれの打合せ時間を取りたい と思います。その後、全体会議を再開し、労使それぞれ5分程 度で御発言をいただく予定ですので、御協力をお願いします。

付議事項「(2) 岡山県特定最低賃金専門部会の運営」について、事務局から説明をお願いいたします。

黒田室長

それでは、手元にお配りしております資料を御確認下さい。

資料No.2に諮問文が2枚付いております。今年度の7業種の改正決定につきましては、7月11日の本審で改正決定の必要性の有無について労働局長から諮問を行いました。資料No.2-①になります。続きまして、8月4日の本審で、特賃の必要性の有無については、各部会で審議を行うこととなりましたので、審議を効率的に進める観点から、「必要性の有無について全会一致で確認された場合、金額改正についても併せて調査審議をお願いする」ことを加え、再度諮問を行いました。こちらが資料No.2-②になります。

必要性の審議におきましては、全会一致で「必要性あり」となった部会は、最賃則第11条に基づく3週間の意見聴取公示期間を経た後、金額審議の専門部会を開催することになります。

御留意いただきたいことが2点ございます。

1点目は、必要性ありとする場合、改定する特賃の最低賃金額は、この度改定される岡山県最低賃金額 1,047 円を1円以上上回った金額とすることとなりますので、御留意ください。

2点目は、金額審議では、労働協約ケースであっても公正競争ケースであっても、6月18日に労働者側委員から提出された「改正申出書」にある企業内最低賃金協定額の最低金額が、金額審議における上限額となりますので御留意ください。

なお、必要性について全会一致とならなかった部会は、後日 本審に報告し、審議終了となります。

また、必要性審議及び金額審議ともに、専門部会で「全会一致」で結審した場合は、審議会令第6条第5項を適用することで、本審を開催せず専門部会の決議を本審の決議とすることが合意されています。

続きまして、資料No.9を御確認ください。こちらは、「令和6年度特賃審議経過及び結果一覧表」となっております。7業種全てが載っておりますので参考にしてください。以上です。

佐々木部会長代理 ただ今の事務局の説明について、委員の皆さん、何か御質問 等ございますか。

(特になし)

佐々木部会長代理

それでは、必要性審議、金額審議いずれの専門部会でも、審議会令第6条第5項を適用すること。必要性審議で全会一致とならなかった専門部会は、本審に報告して審議終了となること。金額審議で全会一致とならなかった専門部会は、本審で審議を行うこととします。

続きまして、付議事項「(3)資料の説明」について、事務局からお願いいたします。

黒田室長

私の方からは、資料No.3から資料No.6について説明させていただきます。

まず、資料No.3から説明させていただきます。

こちらは、日本銀行岡山支店が本年9月4日に発表した「岡山県金融経済月報」です。

概況としては、「県内景気は、一部に弱めの動きがみられるが、 緩やかな回復を続けている。」とあり、最終需要をみると、「個 人消費は、物価上昇等の影響を受けつつ、底堅く推移している。」 とあります。

2の実体経済(1)最終需要ですが、「百貨店・スーパー売上 高は、物価上昇等の影響を受けつつ、横ばい圏内の動きとなっ ている。」とあります。

2ページの(3)雇用・所得については、「<u>労働需給</u>は引き締まっており、<u>雇用者所得</u>は改善している。」とされており、(4)物価については、「消費者物価(岡山市、生鮮食品を除く総合)の前年比は、2%台後半となっている。」とされています。

続きまして、資料No.4を御覧ください。

こちらは令和7年7月29日、岡山財務事務所発表の「岡山県 内経済情勢報告」です。

総括判断では、「県内経済は、緩やかに回復しつつある」としています。これは、前回4月と同様の判断です。

各項目の判断としては、本年4月と比較し「個人消費」、「生産活動」、「雇用情勢」、「設備投資」は横ばい、「企業収益」、「企業の景況感」、「輸出」は下向き、「住宅建設」のみが上向きの状況です。

また、【先行き】については、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、物価上昇の継続、米国の通商政策、金融資本市場の変動等の影響に注意する必要がある。」とされています。

次ページの各論のうち、「■個人消費」は、「緩やかに回復しつつある」とあります。「百貨店・スーパー販売は、商品単価の上昇に加え、季節イベントの需要が好調なことから前年を上回っている。」とされています。

3ページの「■雇用情勢」においては、「緩やかに改善しつつある」とされ、「新規求人数が前年を上回り、有効求人倍率は緩やかに上昇している。」とあります。

「■設備投資」では、「7年度は前年度を上回る見込み」とあり、「非製造業では、店舗の新設や改装により金融、保険や小売などで増加見込みとなっていることから、前年度を上回る見込みとなっている。」とされています。

また、小売では、「店舗改装に加え、顧客の利便性向上に向けたシステムの導入を予定している。」とされています。

次に、「■企業の景況感」を御覧ください。企業の景況判断BSIは「「下降」超に転じている。」とあり、「翌期は「上昇」超に転じる見通し」とあります。

なお、次ページ以降、本報告の資料編となっております。

1ページに個人消費ということでグラフが載っております。

(1) 百貨店・スーパー販売額がグラフ化されています。岡山の販売額は、昨年とほぼ同様ですが、今年1月以降は、前年比で全国を上回っている状況となっております。

5ページには、企業の景況感がグラフ化されております。資料No.4は以上になります。

続きまして資料No.5を御確認ください。こちらは、岡山県総合政策局が発表した、令和7年7月分の「岡山県鉱工業生産・ 出荷・在庫指数[速報]」です。こちらの説明は割愛させていた だきます。

続きまして、資料No.6を御確認下さい。岡山労働局職業安定 課が8月29日に発表した「雇用情勢」です。

7月の岡山県内の有効求人倍率は 1.40 倍となり、前月と比べ 0.03 ポイント低下しています。

少しページをめくっていただきまして、10 ページを御確認く ださい。

こちらに「産業別・規模別新規求人状況」が載っています。

I 卸売業・小売業を見ますと、7月は、前年同月比 -4.2% となっており、そのうち、 $56\sim61$ の小売業を見ますと、-5.8% となっています。

簡単ですが、資料No.3~資料No.6の説明は、以上です。

中本指導官

それでは、私から、各種商品小売業における最低賃金基礎調 査結果について説明いたします。

御説明いたします基礎調査の資料は、資料No.7となります。お 手元の資料を御確認ください。

1ページに基礎調査の概要が記載してあります。基礎調査は、 特定最低賃金の審議のための基礎資料を得ることを目的としま して、岡山県における最低賃金の対象となる労働者の賃金実態を 明らかにした調査です。

調査範囲は岡山県全域を対象としております。調査対象事業所は、日本標準産業分類に定める産業のうち、各種商品小売業を対象としております。

調査事業所については、100人未満の事業所を対象としております。30人未満の事業所は全労働者を、30人から99人の事業所は労働者の2分の1を抽出し、集計しております。

調査対象労働者は、いずれも、正社員だけでなく、臨時、パート社員等も対象となっております。ただし、特定最低賃金の適用が除外される18歳未満、65歳以上の労働者等は除いております。

調査対象となる賃金は、令和7年6月分の所定内賃金となって おります。基本給のほか、最低賃金の算定基礎となる諸手当を対 象としております。最賃の基礎とならない精皆勤、家族、通勤手 当や、時間外手当・深夜手当・休日手当などの割増賃金、賞与等 の1か月を超える期間ごとに支払われる手当、臨時に支払われる 手当は調査対象から除かれております。

集計結果ですが、集計調査事業所数は、13 社、集計調査労働者数は、143人、この調査結果を元にして復元した母集団労働者数は、614人となっております。

以上が基礎調査の概要です。それでは、最低賃金基礎調査の結果について御説明いたします。

次の2ページを御覧ください。Ⅲ「現行最低賃金未満率」ですが、集計結果から算定しますと、未満率は、男性 0.0%、女性 1.5%、男女合計で 1.1%となっております。右側のカッコの中は、昨年度の未満率を表しております。

Ⅲの特性値一覧表ですが、月平均賃金額 240,828 円、時間当たり平均賃金額 1,580 円、第1・20 分位数 990 円、第1・10 分位数 990 円、第1・4 分位数 1,062 円、中位数 1,254 円となっており、カッコ内が前年度の数字となっています。

この分位数とは、賃金を低い方から高い方へ並べて、20等分、 10等分、4等分のように等分したときにその最初の境界に位置 する数字のことです。中位数はいわゆる中央値のことです。

今年度の数値につきましては、昨年度と比較してみると、女性 の未満率が生じておりますし、「月平均賃金額」や「時間当たり 平均賃金額」等に大きな差異が認められます。

調査対象事業所の設定は無作為抽出という基礎調査の性質上、 年度ごとに抽出された事業所は異なりますので、偏りが生じる可 能性はあり得るかと思っております。今年度は結果的に以上の集 計結果となりましたことを念のため申し添えさせていただきま す。

続いて、3ページ以降の総括表について説明します。

総括表は、その賃金額の階級ごとに何人の労働者が属しているかという賃金の分布を示したものです。この表を元にして、先ほどの未満率や特性値を集計いたします。

この総括表の見方は、左の金額欄は賃金階級で、その賃金階級 と同じ行にある数字は累積の労働者数を示しており、カッコ書 きは累積の労働者数の比率を示しています。

例えば、4ページの一番上から2番目にある「997円」の階級を見ていただくと累積で「89人」の労働者がおりまして、1つ上の「996円」の階級を見ていただくと累積で「87人」の労働者がおりますので、結局、「997円」のこの階級には「2人」が属しているということが読み取れるということになります。

 $3 \sim 8$ ページには階層ごとに規模別・年齢別に区分したもの、 $9 \sim 14$ ページには男女別・年齢別に区分した集計となっています。

賃金階級につきましては、岡山県の最低賃金額より 10 円低い「972 円」からプラス 110 円の「1,082 円」までが 1 円刻みとなっており、それ以降は、10 円刻み、100 円刻みとなっておりま

す。

続きまして、15ページを御覧ください。

このグラフは、今説明した総括表の賃金分布を 10 円と 100 円 刻みにしてグラフ化したものです。

次に17ページの表は、特定最低賃金額の金額が上がった場合の影響率を示したものです。例えばですけれど、70円引き上げて「1,052円」とすると、19.38%の影響率となります。

以上で基礎調査結果の説明を終わります。

続きまして、資料No.8「岡山県最低賃金と特定最低賃金との比較」を御覧ください。

こちらは、県最賃を100 とした場合の特定最低賃金の比率を、 平成26年度から経年的に比較した表でございます。いわゆる優 位率といわれるものです。

令和6年度の各種商品小売業の特定最賃は改正が行われませんでしたので、岡山県の最低賃金が適用となっております。

また、その次のページの表は、各種商品小売業特定最賃と県最 賃の引上げ幅などを年度別に比較した一覧表となっています。 資料の説明は以上となります。

佐々木部会長代理 ただ今の資料説明につきまして、何か御質問等はございませんか。

(特になし)

佐々木部会長代理 では、ただ今から労使の打合せをお願いしたいと思います。時間は15分ぐらいでよろしいでしょうか。

(同意する声)

佐々木部会長代理 では、10 時 45 分に再開することにしたいと思います。 それでは、控室へ移動をお願いします。

> (労使それぞれ別室にて打合せ) (打合せ後、労使委員入室)

佐々木部会長代理 全体会議を再開します。

付議事項「(4)特定最低賃金改正決定の必要性の有無」の審議に入ることとします。

まず、労使各側から特定最低賃金の改正決定の必要性の有無

に対する基本的な考え方をお聞きすることにします。それぞれ 5分程度での発言に御協力いただくようお願いします。

お聞きする順番は、労働者側委員、その後使用者側委員にお願いします。

それでは、労働者側の方、よろしくお願いします。

労働者側委員

それでは、労働者側からお話をさせていただければと思いま す。

先に結論を申しますと、労側としては必要性ありと考えています。

その考え方についてですが、ここ数年、日本の企業においては、賃金の上昇にしっかりと取り組んでいただいているということと、国も制度として改善ができたのではないかと思っています。その中で、企業で働く人たちも様々な文化の発展の中で苦労しながら業務を続けています。

また、ずっと議論の焦点になっている「県最賃に委ねたらいい」という点については、地域別最賃と特定最賃は根本的に役割が違いますので、特定最賃は必要だという点から、冒頭、話を進めていきたいと思います。

労働者側委員

皆さんも御存知だと思うのですが、今の状況を改めて共有させ ていただきます。

ここ3年ぐらい大幅な賃上げがあり、連合、UAゼンセンの 発表で御存知だと思うのですが、5%以上の賃上げを実現でき ているということでございます。

一方で、先ほどの資料にもありましたが、有効求人倍率を見ると、岡山は非常に高止まりしていて、その中でもとりわけ流通業というのは非常に高いということで、継続した人手不足、あるいは、定着率の低下というところが喫緊の課題であると思っています。

ですので、産業の魅力を上げていかないといけないということと、先ほどもありましたが、最低賃金の地賃の方はどちらかというとセイフティーネット的な意味合いだと思うのですが、やはり労使のイニシアティブにより決められる特定最賃の意味合い、この存在意義というものは非常に高いのではないかと考えています。冒頭申し上げたとおり、やはりこの業界の魅力アップのためには、特定最低賃金の必要性というものはあるだろうということを労側から申し上げたいと考えています。

その中でいろいろとデータを提示させていただきたいと思っ

ています。

労働者側委員

これまで労側はずっと賃金の引上げは必要だと申し上げていますが、昨年、使側の皆様からは、賃金の引上げも必要かもしれないけれども、そこで働く従業員が安心して生活できるように、多様性への対応だとか、福利厚生を充実させるといった方面に力を注いでいきたいという、そんな発言がありました。労側の方も、それも一つの対応だろうと、最終的には改定の必要性なしということになったと思います。

一昨年、UAゼンセンの組合員に対して、多様性への対応や、 福利厚生の充実、また、生活の実態に関して意識調査を行いま した。その結果、職場生活に関する不満のうち最も不満の高い ものが賃金でした。能力開発や研修の機会、そして、仕事と家 庭の両立を圧倒的に上回る結果でした。

先ほどの基礎調査結果では、岡山県は正社員もパートさんも全部含めた中での平均賃金額が 1,580 円ということでした。時間給で働いているパート労働者などの平均時給でいいますと、UAゼンセンの中では 1,125 円という結果になっています。勤続7年を超える人に関しては、時給は横ばいという結果が出ております。

また、労働時間もだいぶ増えていて、82%以上が残業があると回答しています。職場生活に対して正社員、パート労働者、契約社員等の6割近くが賃金への不満、不安を感じているという結果になっております。時間給で働いている人たちに関しても一時金が少ない、あるいはないという人が4割という状況です。正社員、パート、契約社員ともに、将来の生活に不安を感じるという方が約8割以上という調査結果が出ています。その中でも収入、貯蓄が不安を感じるトップという状況になっています。

就職先を選ぶ、転職をする際には福利厚生を重視されている 方も多いですし、また、制度を整えることで優秀な人材の確保 につなげたい、従業員の満足度を上げていくという企業も多い と思います。しかし、モチベーションを向上させるという目的 からすると、実際の福利厚生の制度では若干ずれがあるのでは ないかと思っています。

経済的な負担の軽減や、モチベーションを向上させるという 目的で導入されている福利厚生ですが、それだけでは不満が多 く、実際には賃金を原因とする不満が最も高い結果となってい ます。やはり、より良い人材を得て、より良い職場にし、安心 できる生活を送るためには、賃金を上げることが重要だと思っております。

前回、使側委員から発言のあった福利厚生について、実際に この1年を振り返っていただいて、福利厚生だとか慶弔も含め て、どの程度の制度の導入があったのか、そういうものをお聞 かせ願いたいと思っています。

働く従業員が安心して生活していくためには、特定最低賃金 の改定は必要性ありということを申し上げて終わりたいと思い ます。

佐々木部会長代理

ありがとうございます。

では、続いて使側からお願いします。

使用者側委員

それでは、使用者側からコメントさせていただきます。

まずは、景況感ですとか、そういったところのお話でございますが、先ほど、日銀の資料ですとか、岡山財務事務所の資料説明がありました。岡山財務事務所の7月判断では、「緩やかに回復しつつある」とされ、個人消費では「緩やかに回復しつつある」とされていますが、実際のところ、一般消費者に最も身近な存在である小売業については、物価や人件費の上昇に対する商品、サービスへの価格転嫁について時間がかかるということから、今の状況が企業経営に及ぼす影響は少なくないと考えています。

今の商況としましては、中国四国百貨店協会の発表によりますと、2025 年1月から6月、暦年でいう半年ですが、岡山県下の百貨店の売上げについては、前年比の 90%半ばの実績となっています。また、昨年まで好調に推移していました都市圏の百貨店の売上高につきましても、同期間で前年を数パーセント割る推移となっています。これはインバウンドの失速感、需要の減速ということもありますが、それに加えて、物価高とか、米国の関税の施策等々による先行きの不透明感から消費意欲が低下したというふうに見ております。

スーパー業界につきましても売上高増という記事や資料を見ますが、これは物価高による商品価格上昇による売上高上昇というところがございますが、その中で、消費者の生活防衛意識の高まりに対応するために、低価格戦略をしているという側面もございまして、そういったところは収益を押し下げる要因になっていると捉えています。今後の人件費の上昇に起因した物価上昇につきましては、更に生活防衛意識を高めるため、企業

経営に及ぼす影響は懸念されると考えています。

具体的な賃金の話になりますと、2025年6月に閣議決定され ました「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改定版」に言及されておりますが、最低賃金を価格転嫁等労働 生産性の引上げ努力によって、2020年代に1,500円を目指すと いうものがございます。それを元に中央の最低賃金審議会では A、Bランク地区で 63 円、Cランク地区で 64 円の賃上げ目安 が示され、それを踏まえて地域別の最賃審議会で、岡山県最賃 も 65 円と過去最大の引上げ額で結審されたところでございます。 昨年の公労使における真摯な審議の中でお話をさせていただ きましたが、地域別の最賃の連続した大幅な引上げによりまし て、特定最賃の優位性というものは失われており、特定最賃の 改定を行わない事例が全国で増えています。中でも比較的賃金 が低い各種商品小売業、百貨店、総合スーパー等の特定最賃に ついては、その傾向が一層顕著であります。岡山県におきまし ても例外ではなく、実質的な機能を果たしていないというふう に認識しております。

昨年、2年連続で特定最賃が地域別最賃を下回ったことを受け、慎重な議論を重ねた結果、岡山県における各種商品小売業の特定最賃の必要性については必要性ありの結論に達し得ませんでした。そういった経緯の中で、2025年の地域別最賃の過去最大の大幅な引上げにより、岡山県における各種商品小売業の特定最賃の必要性は更に低下をしたと考えられ、本年、各種商品小売業の特定最賃の必要性はないというふうに考えています。

ただし、不確実で変化の速い時代において、特定最賃の必要性について、労使で引き続き丁寧な審議を行い、お互いの認識を共有することは非常に重要であるということを重ねてお伝えさせていただきたいと思います。

佐々木部会長代理 ありがとうございます。 使側の方で何か補足などございますか。

使用者側委員 特にございません。

佐々木部会長代理 双方から御発言をいただきました。 質疑等ございますか。

労働者側委員 去年の審議の中で、使側から、賃金だけではなく労働者が安心 して働ける環境として福利厚生の充実といった話があり、また、 今回も、労使の中でいろいろ企業内の話はさせていただきました。 前回のやり取りの中であった福利厚生を充実させていくとい う点で、どのような取組が各種商品小売の企業でなされている のかということをお伺いしたいと思います。本日は無理かと思 いますが、岡山県下の小売業がどのような取組をされているの かという点について改めてお話いただけたらなと思っています。 我々も一昨年のタイミングで使側のおっしゃるような環境認 識を理解していましたし、環境が大きく変わらなければというこ とで、昨年、使用者側のおっしゃることも踏まえて、最終的に必 要性なしというお話になりましたけれども、前回、使側がおっし ゃられたようなことを我々もお伺いができたらなというふうに 思っておりますので、是非お願いしたいと思います。

使用者側委員

県下の小売業において、どういった福利厚生の充実を図っているのかという具体例とかそういうことですかね。

労働者側委員

それぞれ労使で取組を進めている事業所の内容については、 我々も理解をしているのですが、今回は、全体の、大きな枠組み の各種商品小売のお話だと思いますので、その部分が分かれば非 常にいいなと思っています。

使用者側委員

情報収集はいたします。

使用者側委員

人的資本経営の必要性とか、充実とか言われて久しいところも ありますし、小売業で大きい問題であるカスハラの対応などは、 各企業で取り組んでいると思います。

個々の企業においては、人的資本経営の充実というところの 取組み、例えば安心して働ける、それから継続した定着、安心・ 安全面、健康面、教育面、それから収入面のことで言いますと、 例えば、持ち株会制度ですとか、そういういろんな面で、でき るだけエンゲージメント向上という取組をしていますので、各 社の状況も含めて御報告できるように調査いたします。

労働者側委員

先ほど私が申し上げたUAゼンセンでは、そういう調査をやっていて、福利厚生の部分は分かるのですが、県内でもうちに加盟していないところがありますので、把握できていない部分について実際どうなのかということを教えていただければと思います。使側が昨年おっしゃった福利厚生の方にシフトしていくというところで、県全体でどういう取組をしているのかというところを

お聞きできればと思っています。

それから、賃金について、先ほどもありましたが、物価が上がってきて、購買力が下がってきています。賃金が上がらないことが購買力を抑える原因になっています。収入があれば買うことはできますが、少ないからどうしよう、給料があまり上がっていないからどうしようとなるわけです。これが少しずつ賃金が上がってくれば購買力は上がるのではないかなと思います。賃金がなかなか上がらないから買わない、上がればもっと購買力も増してくるけれども、物価がどんどん上がってきて、物価を超えるような賃金ではないので購買力が下がるという循環になっていると思います。賃金が上がればもっと買うし、それが売上げにもつながるし、魅力的な生活にもなるのではないかなと思うのですが、そこはどのように考えておられますか。

使用者側委員

そうですね、皆さんが安心して暮らせるというベースの中で消費があるというふうに思っておりますので、給料だとか、収入が増えてお買い物につながるという流れは十分理解できますが、では、企業側が今の実力以上に賃金を上げて、実際の経営にかなりの厳しさが増してしまうというのは避けなければいけないと思いますので、そういった賃上げとか、経営というところはバランスを見ながらやっていかないといけないのかなと思います。

今回の最賃だけでいうと、6%以上県最賃が上がっています ので、ある程度、一定程度の賃上げはできているというふうに 思っています。それがバランスかなと思っています。

労働者側委員

おっしゃることは重々承知していますが、労側から考えると、 物価が上がるから賃金を上げるのではなくて、賃金を上げて物価 に見合った商品を購入するという視点で考えなければいけない のかなというふうに思っています。

最後におっしゃった労使の考えというのは、こういう機会があるからこそ話もできると思っていますし、岡山県は各業種ごとに話ができて、これは他県から見たらうらやましく思えるわけで、こういう話ができることは本当に必要だなと日ごろから思っています。

働く私たちは会社の状況も踏まえて発言をしているつもりなのですが、こうやってみると、福利厚生は、働く従業員からは、余り必要性は感じられていないのかなと思います。各企業は休みを増やしていこうとしていて、結構増えているところもあるのですが、実際に休みが増えたからといって、そこで何かがで

きたとか、もちろん休むことによって心のリフレッシュができるのかもしれないけれども、そこで何ができたのかと言ったら、どうなんだろうと思います。休みが増えたから、じゃあ、今だったら万博に行こうか、となってもお金がかかる。そんなにないからどうしようとなります。心のリフレッシュになるのかもしれないけれども、生活をよくするという部分ではそこはイコールになっていないのかなと思います。

労働者側委員

採用競争力という観点で少し申し上げたいと思います。

先ほど使側委員から人的資本経営とか、働く人の安心、安全、 モチベーション、エンゲージメントを高めていくといった話が ありました。当然それは必要なことだと思うのですが、今、実 際に現場で人手不足のような状況をよく耳にします。特に、ス ーパーマーケットなどはパートさんが割合として非常に多い中 で、このままだと特賃が仮に必要性なしになると、最低賃金が 一番低いベースになります。人を集めづらいとか、採用しづら いとか、それが結果的に経営を更に圧迫したりとか、あるいは、 そこで働く人達の負担が増えて、モチベーションが下がったり、 エンゲージメントが下がったりとか、そういう観点もあるので はないかと思います。人手不足を解消するために、特定最賃と いう産業別最賃のベースを上げることで、よりいい人材を集め ていく、そこで働く人たちがより高いモチベーション、あるい は、エンゲージメントを発揮して、更に企業の経営を健全化し ていく好循環をこの特賃を皮切りに生むというのも方法として はあるのかなと思っています。その辺の観点で何か使用者側の 方で考えてらっしゃることはありますか。

使用者側委員

おっしゃることはよく分かります。

先ほど委員からもありましたように、必ずしも業界が全ていい状態では正直ないですよね。百貨店の状況もしかり、スーパーの状況も先ほどの説明にありましたように、要するに原価が上がっているわけですが、全ての売価に転嫁できない、粗利が減っているような状況で、いかに経営をやりくりしていくかという中で、できる限りのことをやろうと、それも金額もしかりです。例えば、ベースアップもそうですし、その中でできることをやっていこうということで、先ほど説明のありました意識調査の事については真摯に受け止めたいと思っています。それが小売業で働く労働者、労働組合の皆さんの意見ということなので、そのぐらいの割合の方がそのように賃金の必要性、不安、

不満を持たれているということについては、真摯に理解をした 上で考えていきたいと思っています。

先ほど申し上げたように、ベースアップしかり、初任給のアップしかり、それから、採用時期もそうなのですが、今の使側の考えとしましては、ここ数年の実態として、地域別最低賃金に埋もれているという実態の中で、必要性は、今、どうなのかという判断をしています。できる限りのことは今の各企業の収益を見ながら、当然内部留保にするわけではなく、できる範囲のことをやっています。その手段として昨年申し上げた福利厚生でありますとか、そういうところにもバランスを見ながらやっていって何とか従業員に満足していただくこと、また、その会社、産業に魅力を感じていただきたいというふうに思っているところです。

考えているところは、要は従業員に対する、労働者に対する 思いというのは一緒だと思うのですが、その辺は最大限バラン スを見てやっているというところでございます。

使用者側委員

最低賃金で働くアルバイトさんという訳ではないので恐縮なのですが、今、地域と連携していろんな課題解決をやっていこうと取り組んでいるところなのですが、採用活動をした際に、地域貢献といった観点で働きたいと思っていただける学生であったり、あとは、外商部ですね、お客様一人ひとりにあった、私が提案したいろいろな物を私から買っていただくというところに喜びを感じるということで、給料で言いますと、金融業界と比べると低いかもしれませんけれど、それぞれの働き甲斐ですとか、思いをもって働かれているところがございます。

小売業でもいろんな業界はあると思うのですが、そういった 給料以外のところでのやりがいですとか、先ほどありましたよ うに働きやすさですとか、そういった点もポイントになるのか なと思いますので共有をさせていただきます。

労働者側委員

今日いただいている資料No.8の他業種の比較を御覧いただきたいのですが、ほかの6業種と各種商品小売業の地域別最賃との関わり方についての表になっています。

ほかの業種と比較すると、各種商品小売業は圧倒的に時間給で働いている人が多いのかもしれないのですが、自動車やほかの業種も企業努力をして、賃金も上げ、福利厚生も充実させながら各産業が努力をしていると、そんな状況だと思っています。その中で、令和5年から各種商品小売業のピンクのラインがプ

ツッと切れています。ほかの業種は横ばいのところ、下がってきている状況で、各種商品小売業が令和5年で切れているこの状況を率直にどう感じているのかお聞きできればと思います。

使用者側委員

岡山県最賃と特定の差の部分ですよね。

労働者側委員

各種商品小売だけがプツッと切れて続いていないのですが、これを見て、どうお感じになったのかなと思います。各種商品小売業も頑張ってやっていかないといけないと思っているのか、県最賃に委ねたからこの結果になっているのですが、そこをどう考えているのか、率直でいいのでちょっと教えていただけませんか。

使用者側委員

2年前ですとか、昨年のお話の中でありましたように、岡山県 の最低賃金がこれだけの上昇幅でいきますと、小売業はある意味 それに委ねる方向でいいのかなと思います。

もし、今後環境が変わったり、小売業の特性の要因というものが大きく変わることがあれば、引き続き小売業の特定最賃の検討の必要性が強まると思いますが、現段階では、大きな上げ幅になっている県最賃の推移に委ねるという考えでございます。

労働者側委員

今回も県最賃が65円上がり、各種商品小売は昨年からずっと地賃に埋もれながら推移している中で、今回は7業種のうち4業種が県最賃に埋没しました。その中でも必要性ありという判断をされた業種もあります。使側の皆さんは、各種商品小売業は地賃に埋没したのだから県最賃に委ねたらいいとお考えなのかもしれませんが、他業種では、しっかり県最賃を上回る形勢を保っていこうということで、今回、必要性ありとなった業種もあると思うのですが、その点に対してどうお考えなのかなと思うのですが。

使用者側委員

業界、業界で置かれている環境が違いますので、小売業から見てここはよく頑張られていますとか、そういったところのコメントはできかねるかなと思います。

使用者側委員

おっしゃることは分かるのですが、他産業と比べてここがこうだからと小売も、というようなことではないと思うんです。雇用をこちらの方にというような意味合いとすれば、おっしゃりたいことは分かるのですが、賃金の決定という部分につきましては、どう思うということについてのコメントは他産業の判断にもなりますので、ちょっとお答えしかねます。

労働者側委員

では、ちょっと質問を変えます。

岡山県最低賃金に埋没した他業種が、それでも県最賃を上回 る特定最賃が必要という判断をしていると思うのですが、県最 賃に埋もれたからしょうがないとするのではなくて、埋もれた としてもそれ以上に各種商品小売業の特質は必要なんだという お考えはないのでしょうか。

使用者側委員

それはその時その時の状況判断でのお話かなと思っています。 仮に来年度の県の最低賃金が1円しか上がりませんでしたと いった場合に、この協議の中での見方、協議の内容が変わって くるのではないかと思っています。ここ最近の50円ですとか、 65 円と引き上げられている中では、小売業として、使側として はこの上がり基調に委ねていこうという考えです。

佐々木部会長代理 そのほかに何かございますか。

(特になし)

佐々木部会長代理 では、双方の御意見を整理いたしますと、労働としては必要性 あり、使側としては、必要性はなしということでよろしいでしょ うか。

(同意する声)

佐々木部会長代理 そうしますと、現状では意見の一致をみていませんので、今後 の進め方についてですが、本日の審議をこのまま継続されますか。 それとも、2回目に持ち越しますか。

使用者側委員

先ほど労側からもお願いされている部分がありますので。

佐々木部会長代理 次回ということでよろしいですか。

労働者側委員

福利厚生の件について、県全体でどんな改善があったのかを教 えていただきたいと思います。

去年、そのことについて専門部会の場で使側からお話があり、 それもひとつあるなということで、去年は改定の必要性なしと なりました。

実際に、県外も含めてどういうふうに福利厚生を充実させて いるのかということをお聞きできる場がなかなかないので、そ こを踏まえて、どんな取組で、どんな改善があったのかという ことをお聞かせいただきたいと、最後にお願いしたいと思いま

使用者側委員 承知しました。

それでは、2回目の審議の際にそちらについて御説明をお願い 佐々木部会長代理 します。

使用者側委員 それはどういうふうな形で御説明といいますか、御準備しまし ようか。資料か何かで提出を求められるわけですか。

労働者側委員 資料があればいただければと思いますし、口頭でも全然かまい ません。どんな感じで、どのくらいで、率だとかポイントだとか でもいいですし、こんなことが改善されたですとか、こんなもの を導入したとかが分かれば口頭でも結構です。

使用者側委員 はい。

佐々木部会長代理 本日はこれ以上の進展は見込まれませんので、これをもちまし て、本日の必要性の審議を終わりたいと思います。

> 次に付議事項「(5) 今後の審議日程」について、事務局から 説明をお願いします。

黒田室長 次回の専門部会については、令和7年10月1日水曜日、15時 から予定しています。開催についてはこちらと同じ3階の会議 室となっております。

佐々木部会長代理 ただ今、事務局より説明がありましたが、今後の審議日程に ついても委員の皆様の格段の御協力をよろしくお願いいたしま

> 次に付議事項(6)「その他」ですが、事務局から何かござい ますか。

> 労使三者が揃う全体会議は公開することとなりますので、本日

黒田室長 本日の第1回特定最低賃金専門部会は公開として開催してお ります。ですので、議事録を作成し、これを公開させていただ きます。今年度より第2回以降の専門部会につきましても、公

20

1点確認をさせていただきたいと思います。

と同様に議事録を作成し、公開するという流れになります。よ ろしくお願いします。

佐々木部会長代理 議事録の取扱いについてはそのようにお願いいたします。 委員の皆さん、ほかに何かございませんか。

(特になし)

佐々木部会長代理

それでは、本日はこれをもちまして、第1回岡山県各種商品 小売業最低賃金専門部会を終わります。次回はできれば結論を 得たいと考えておりますので、各委員の皆さんの御協力をよろ しくお願いいたします。

本日はお疲れさまでした。